

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

平成17年10月7日(金)

10時から12時

厚生労働省7階専用第15会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 審 議

議 事：1 議題

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度における暫定基準の設定等について

2 報告事項

(1) 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについて

(2) 特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

(3) 食品添加物「ナタマイシン」の新規指定に係る指摘事項について

4 閉 会

平成17年10月 薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会資料

<議題>

資料1-1 諮問書(写)

資料1-2 食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準等について

資料1-3 対象外物質一覧(案)

資料1-4 食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の暫定基準等(案)

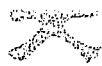
(こちらは部数に限りがございますので、傍聴者の方には配付しておりません。こちらの資料は後日、行政相談室(2F)で閲覧することができます。)

<報告資料>

報告資料1 妊婦への魚介類の摂食と水銀に関する注意事項の見直しについて(中間報告)

報告資料2 特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

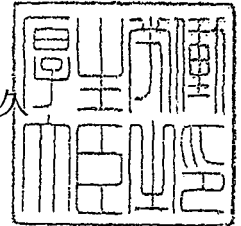
報告資料3 食品添加物「ナタマイシン」の新規指定に係る指摘事項について



厚生労働省発食安第0929001号
平成 17 年 9 月 29 日

薬事・食品衛生審議会
会長 井村 伸正 殿

厚生労働大臣 尾辻 秀久



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項及び食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号。以下「一部改正法」という。）による改正後の食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

1. 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのない量」を定めること
2. 一部改正法による改正後の食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質」を定めること
3. 食品衛生法第11条第1項の規定に基づき同項の食品の成分に係る規格として、暫定的に農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の当該食品に残留する量の限度を定めること

